

「合理的配慮」を知っていますか？

市民が日常生活を送る上で、**社会の中にあるバリア**を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

配慮に当たっては、「ふつう」や「当たり前」の意味が人によって違うことを理解し、多様性を認め合うことが大切です。



踏み台が3つあるとき、1人1つずつだと背の低い子が見られない…



背の高さに合わせて、踏み台の数を変えれば、全員が見られる！

「社会の中にあるバリア」って何だろう？



車いすを使用している人にとって、道路の段差があると移動できません。また、聴覚障害のある人にとって、音声だけの案内では伝わりません。発達障害で周囲の物音に敏感な人にとって、雑音が多いと集中できないことがあります。このような、道路の段差、音声だけの案内、騒々しさなど、様々な状態・立場の人にとって、社会参画を妨げる、事物・制度・慣行・観念などのことをいいます。

社会の中にあるバリアをどのように取り除けるかは、それを求めている人の状況や、場面に応じて異なります。色々な方法を提案したり、話し合い、理解し合いながら、お互いのよりよい解決方法を探してみましょう。

たとえば 市役所のカウンターで…



たとえば 小学校の面談室で…



たとえば 会社・オフィスで…



たとえば 不動産屋さんとの会話で…



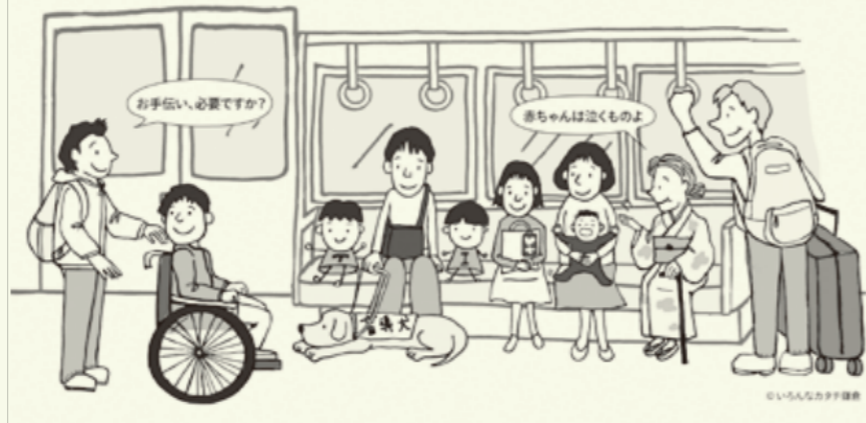
すべての人が安心して自分らしく暮らすことのできる社会へ

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

年齢、性別、性的指向や性自認、障害や病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などが様々に異なる人たちが、どのような立場になっても自分らしくいられるよう、平成31年(2019年)4月から「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を施行しました。

共生社会とは…

すべての人が、お互いを尊重し合い、
支え合い、多様性を認め、
自らが望む形で社会との関わりを持ち、
生涯にわたって安心して
自分らしく暮らすことのできる
社会です。



共生社会を実現するために、私たちが取り組むこと

**個性や多様性について
理解を深めま
しょう**



【共生の意識づくり】

市は、共生社会について学ぶ機会を設けたり、広報紙、講演会などを通じて啓発・広報活動を行います。

**相手の立場にたったコミュニ
ケーションを工夫しま
しょう**



【情報のやりとり】

市は、必要な情報をやりとりできるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、公共の場でのコミュニケーション手段を多様化します。

**多様な人たちが
くらしやすいまちを
考えて
みましよう**



【社会基盤の整備】

市は、安全で安心した生活を送れるよう、道路の段差解消や歩道の整備などを行うほか、バリアフリーに配慮した施設整備などに向けて、事業者への働きかけを行います。

**地域での
支え合いを
増やしましょう**



【共生の地域づくり】

市は、共生の地域づくりが進むよう市民・事業者と連携し、支援します。
市は、困りごとを抱えている人に対して、よりよい支援ができるよう取り組みます。

**いざというときも
安心できるよう、
協力し合
い
ましよう**



【災害等への対応】

市は、災害時に、市民や市内にいる観光客などの滞在者が身を守るために、多様性に配慮した支援ができるよう取り組みます。

“合理的配慮”が当たり前にあるまちに